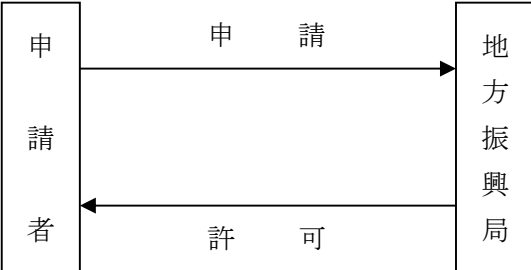


## 27 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（※）

〔特別保護地区内の一定の行為の許可〕（第29条第7項）

法の趣旨	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する。
許可の必要な行為	鳥獣保護区特別保護地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等一定の行為を行う場合。
許可の必要な区域	鳥獣保護区特別保護地区 (参考資料2参照)
許可権者	地方振興局長
許可の基準	鳥獣の保護繁殖に支障がないと認められる場合
担当機関	生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)
手続フローチャート	 <pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[地方振興局]     B -- 許可 --&gt; A     </pre>
備考	

※ 平成27年5月29日から施行